

指 導 要 録

記 入 の 手 引 き

■ 幼稚園幼児指導要録

■ 小学校児童指導要録



■ 中学校生徒指導要録

■ 特別支援学級児童(生徒)指導要録

福島県教育委員会
令和2年3月

はじめに

平成29年改訂小・中学校学習指導要領全面実施に向け、教育課程の編成につきまして小学校においてはほぼ終了し、中学校においては事前準備が進んでいることと存じます。

平成29年改訂小・中学校学習指導要領総則においては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することが示されており、授業と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性が明示されています。

そのため、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会は「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）を示し、平成31年3月29日には文部科学省初等中等教育局長から「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」【以下「通知」という。】が通知されました。

これを受け、福島県教育委員会では、「通知」の趣旨に沿って今後の学習評価が、評価のための評価ではなく、指導に生かすための評価となるよう新たな「指導要録記入の手引き」を作成しました。今回の「指導要録記入の手引き」では、既存の教育活動についてはもちろんのこと、新たに指導要録に記載することとなった事項についても学習評価の方向性を示すとともに、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については要点を押さえ、記載事項を必要最小限にとどめるなどして、記述の簡素化が図れるようにしました。

なお、平成30年3月の「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」を受け、幼稚園幼児指導要録の記入についても記載しました。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、本冊子の作成の趣旨を十分御理解いただき、「通知」の趣旨に沿った指導要録の記入がなされるようお願い申し上げます。

令和2年3月

福島県教育庁義務教育課長 福地 裕之

目 次

第 1 章 指導要録改訂の趣旨	
第 1 学習評価及び指導要録の改善	2
第 2 福島県教育委員会としての方針	3
第 2 章 小学校及び中学校の指導要録	
第 1 指導要録記入の概要	
1 学籍に関する記録	6
2 指導に関する記録	7
第 2 学籍に関する記録	
1 指導要録記入の時期	9
2 欄外の「学級」及び「整理番号」	10
3 「学籍の記録」の欄	11
4 「学校名及び所在地（分校名・所在地等）」の欄	20
5 「校長氏名印、学級担任者氏名印」の欄	21
第 3 指導に関する記録	
1 指導要録記入の時期	22
2 「各教科の学習の記録」の欄	
3 「特別の教科 道徳」の欄	24
4 「外国語活動の記録」の欄	26
5 「総合的な学習の時間の記録」の欄	30
6 「特別活動の記録」の欄	35
7 「行動の記録」の欄	39
8 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄	46
9 「出欠の記録」の欄	53

第3章 特別支援学級の指導要録

第1	特別支援学級における指導要録の作成について	58
----	-----------------------	----

第2 学籍に関する記録

1	通常の学級の記入の仕方と同様の事項	59
2	欄外の「学級」及び「整理番号」	
3	学籍の記録の欄	

第3 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい特別支援学級の「指導に関する記録」

1	指導要録記入の時期	61
2	欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」	
3	「各教科の学習の記録」の欄	
4	「特別の教科 道徳」の欄	
5	「外国語活動の記録」の欄	
6	「総合的な学習の時間の記録」の欄	
7	「特別活動の記録」の欄	
8	「自立活動の記録」の欄	62
9	「行動の記録」の欄	
10	「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄	
11	「入学時の障がいの状態」の欄	63
12	「出欠の記録」の欄	

第4 知的障がい特別支援学級の「指導に関する記録」

1	指導要録記入の時期	64
2	欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」	
3	「各教科・特別活動・自立活動の記録」の欄	
4	「特別の教科 道徳」の欄	67
5	「外国語活動の記録」の欄	68
6	「総合的な学習の時間の記録」の欄	
7	「行動の記録」の欄	
8	「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄	
9	「入学時の障がいの状態」の欄	69
10	「出欠の記録」の欄	

第4章 幼稚園の指導要録

第1 幼稚園幼児指導要録の改善

- 1 改善の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 2 実施時期
- 3 取扱い上の注意
- 4 幼稚園型認定こども園における取扱い上の注意

第2 幼稚園幼児指導要録に記載する事項

- 1 学籍に関する記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 2 指導に関する記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第5章 Q & A

- 第1 就学について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 第2 評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 第3 指導要録の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 80
- 第4 保護者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 第5 出席・欠席について
- 第6 外国人子女について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 第7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

第6章 資料

- 第1 文部科学省初等中等教育局長「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」
（平成31年3月29日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

- 第2 文部科学省初等中等教育局長「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」
（平成30年3月30日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186

第 1 章 指導要録改訂の趣旨

第1 学習評価及び指導要録の改善

学校教育法

第30条

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

小学校学習指導要領 (平成29年3月 告示)

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 (略)

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

※ 中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり。

文部科学省通知

1 文部科学省初等中等教育局長

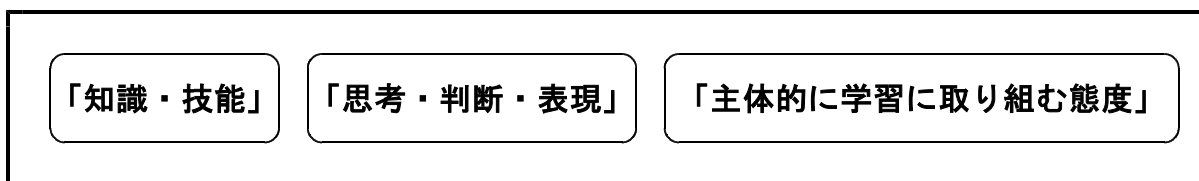
「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」
(平成30年3月30日)

2 文部科学省初等中等教育局長

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」
(平成31年3月29日)

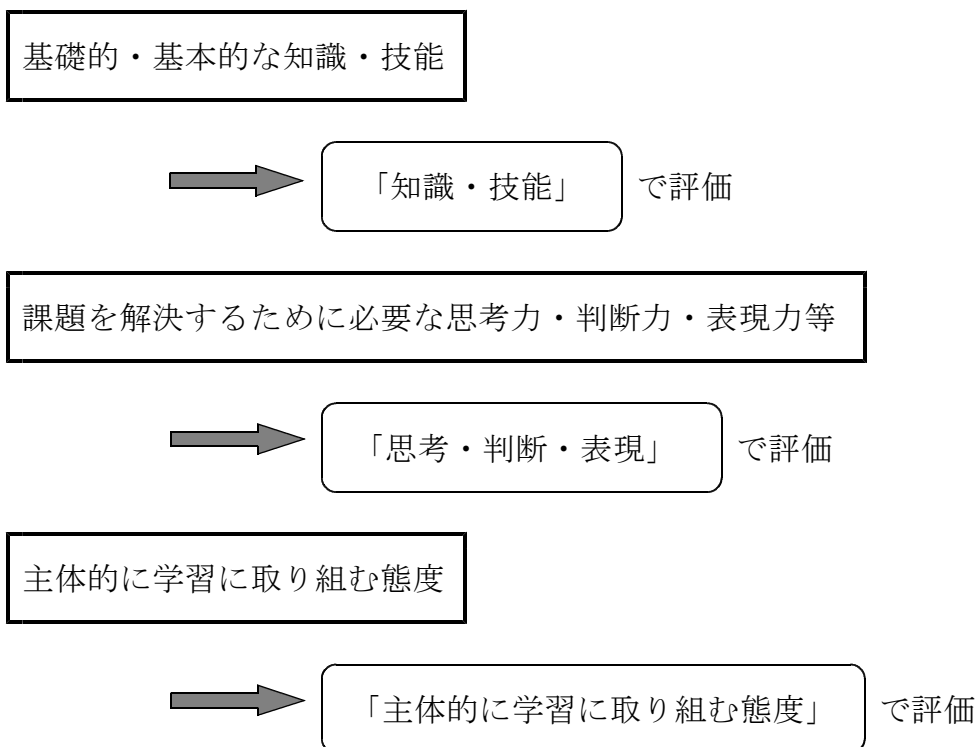
※ 巻末の資料編に掲載

- 今回、学校教育法、平成29年改訂学習指導要領を踏まえ、新しい観点が決のように設定された。



※ 各教科の評価の観点は、上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定。

- 学校教育法、平成29年改訂学習指導要領が明示した学力の3要素と今回の評価の観点を次のように整理した。



第2 福島県教育委員会としての方針

中央教育審議会の「児童生徒の学習評価の在り方（報告）」（平成31年1月21日）の趣旨、文部科学省の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）に示されている学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び指導要録の作成に当たっての配慮事項等を踏まえ、指導要録の様式を市町村教育委員会において適切に設定し、小・中・特別支援学校において平成29年改訂学習指導要領に対応した学習指導と学習評価が行われるようにする。

